

京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第67号）（文化市民局文化部文化課）

次のとおり、京都市円山公園音楽堂について、使用料の適正化を図るためこれを改定するとともに、付属設備を廃止することとしました。

1 使用料の適正化

区 分		改 正 前	改 正 後	
			日曜日、土曜日 及び休日	そ の 他 の 日
入 場 料 を 徴 収 し ない 場 合	午 前	10,000 ^円	15,000 ^円	13,000 ^円
	午 後	10,000	15,000	13,000
	夜 間	10,000	15,000	13,000

2 付属設備の廃止

老朽化の著しい京都市円山公園音楽堂の付属設備を廃止することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとさせていただきます。

京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第67号

京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例

京都市円山公園音楽堂条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条各号列記以外の部分中「但し」を「ただし」に、「一」を「いずれか」に、「一部又は全部」を「全部又は一部」に改め、同条第1号中「第13条第1項第3号」を「第12条第1項第3号」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「使用期日」を「使用する日」に、「取消」を「取消し」に、「申出て」を「申し出て」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「とき」を「とき。」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2を削る。

附表の次に別表として次の1表を加える。

別表（第4条関係）

区 分		使 用 料		
		午 前	午 後	夜 間
入場料を徴 収しない場 合	日曜日、土曜 日及び休日	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	その他の日	13,000	13,000	13,000
		300人分の入場料に相当する額を超えない範		

入場料を徴収する場合（1 日につき）	圏内において市長が定める額。ただし、300人 分の入場料に相当する額が30,000円に満た ないときは、30,000円
-----------------------	---

備考1 「午前」とは午前9時から午後0時30分までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後8時30分までを、「1日」とは午前9時から午後8時30分までをいう。

2 「入場料」とは、使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

4 入場料を徴収しない場合において、午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間について使用の許可を受けた者は、それぞれ午後0時30分から午後1時まで、午後4時30分から午後5時30分まで又は午後0時30分から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時30分までの間においても、使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（文化市民局文化部文化課）